

○京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

平成25年11月15日

条例第49号

(令和2年6月2日施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会(以下「市長等」という。)に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、市長の附属機関にあつては別表第1、教育委員会の附属機関にあつては別表第2のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関(前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。)の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期の特則等)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

(特別委員及び専門委員)

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

(部会)

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員(特別委員及び専門委員を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

別表第1(第2条関係)

1～10 略

11 交通局の所管に属する附属機関

| 名称                         | 担任する事務   | 委員の定数 | 委員の任期                    |
|----------------------------|--|-------|--------------------------|
| 京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会  | 自動車運送事業の管理の受委託に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。   | 10人以内 | 委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで |
| 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会   | 高速鉄道事業の駅職員の業務の一部に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。 | 5人以内  | 委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで |
| 京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン検討委員会 | 自動車運送事業及び高速鉄道事業の中長期的な経営計画に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。 | 15人以内 | 2年                       |

以下略